プロジェクト項目　マイナス金利に関連する会計上の論点の検討
本日の審議事項

本資料の目的

1. 平成 28 年 1 月 29 日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年 2 月 16 日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に 0.1%のマイナス金利が適用されている。これに関連して、当委員会では、以下の議事概要を公表した。

   (1) 退職給付債務の計算における割引率に関する議論（第 331 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 9 日開催））

   (2) 金利スワップの特例処理に関する議論（第 332 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 23 日開催））

2. 第 349 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 18 日開催）において、マイナス金利に関連する会計上の論点のうち、退職給付債務の計算における割引率について、実務対応報告等の公開草案の公表を経て、平成 29 年 3 月までに最終化することを目標として検討を進めることが了承された。

3. これらを踏まえ、第 350 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 2 日開催）より、「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案」という。）の文案に関する検討を行っている。

本日の審議事項

4. 前回の企業会計基準委員会における意見を踏まえて修正した実務対応報告案の文案について、引き続きご意見を伺いたい（審議事項(1)-2）。

5. また、コメントの募集及び公開草案の概要（案）についてもご意見を伺いたい（審議事項(1)-3）。

6. なお、第 351 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 20 日開催）で聞かれた意見は、審議事項(1)-4 に記載している。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙　最近の国債金利の動向

国債金利情報

（単位 ： %）

基準日	5年	10年	15年
H28.1.28	0.011	0.229	0.554
H28.1.29	▲ 0.071	0.104	0.436
H28.3.1	▲ 0.224	▲ 0.049	0.183
H28.3.31	▲ 0.190	▲ 0.049	0.176
（省略）			
H28.6.1	▲ 0.240	▲ 0.111	0.058
H28.7.1	▲ 0.361	▲ 0.262	▲ 0.123
H28.7.27	▲ 0.384	▲ 0.297	▲ 0.074
H28.8.1	▲ 0.233	▲ 0.136	0.042
H28.9.1	▲ 0.166	▲ 0.047	0.136
H28.10.3	▲ 0.236	▲ 0.073	0.123
H28.11.1	▲ 0.198	▲ 0.048	0.127
H28.12.1	▲ 0.099	0.029	0.228
H28.12.2	▲ 0.100	0.034	0.234
H28.12.5	▲ 0.107	0.024	0.224
H28.12.6	▲ 0.096	0.044	0.256
H28.12.7	▲ 0.101	0.029	0.257
H28.12.8	▲ 0.090	0.039	0.268
H28.12.9	▲ 0.086	0.050	0.295
H28.12.12	▲ 0.079	0.070	0.348
H28.12.13	▲ 0.064	0.080	0.359
H28.12.14	▲ 0.089	0.055	0.322
H28.12.15	▲ 0.079	0.075	0.338
H28.12.16	▲ 0.063	0.076	0.306
H28.12.19	▲ 0.074	0.076	0.317
H28.12.20	▲ 0.080	0.066	0.302
H28.12.21	▲ 0.084	0.056	0.286
H28.12.22	▲ 0.090	0.051	0.290
H28.12.26	▲ 0.084	0.056	0.297
H28.12.27	▲ 0.084	0.061	0.292
H28.12.28	▲ 0.090	0.057	0.293
H28.12.29	▲ 0.104	0.042	0.276
H28.12.30	▲ 0.114	0.043	0.272
H29.1.4	▲ 0.109	0.064	0.299

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。